

# 第76回 定時株主総会 招集ご通知

# Joshin



日時

2024年6月25日（火曜日）

午前10時（午前9時開場）



場所

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

ホテルモントレ グラスミア大阪  
21階「スノーベリー」

※お土産の配布はございません。

当日は、株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。そちらのご利用もご検討ください。

上新電機株式会社

証券コード：8173

## CONTENTS

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6

### 決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件

事業報告	24
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48



パソコン・スマートフォン・タブレット  
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8173/>



## 経営理念体系

### 経営理念

- 人と社会の未来を笑顔でつなぐ

### 経営ビジョン

- 家電とICTの力で  
生活インフラのHubになる

### ジョーシングループ 行動宣言

- 私たち一人ひとりの  
5つの活動基本方針

### マテリアリティ

- 企業価値創造における  
7つの重要課題

### 2030年にあるべき姿

- 地域社会の成長を支え、  
人と環境の未来に貢献する企業

### 中期経営計画

- JT-2025経営計画

社是

愛

当社は昨年、創業75周年の節目を迎えることができました。これは、お客さまをはじめすべてのステークホルダーの皆さまからの信頼とご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。創業100周年となる2048年までの25年を第4コーナーと位置づけて、今後の成長シナリオを策定しました。

その第一ステージとして、私たちは、2030年に「地域社会の成長を支え、人と環境の未来に貢献する企業」になることを目指してまいります。この実現のために全社員が一丸となりさらなる事業拡大やイノベーション、社会貢献活動などに積極的に取り組んでまいります。

証券コード：8173  
2024年6月4日  
(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株主の皆さまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

## 上新電機株式会社

代表取締役兼社長執行役員 金谷隆平

### 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会資料掲載ページ）】

<https://www.joshin.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「上新電機」または「コード」欄に当社証券コード「8173」を入力して検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください)

【宝印刷ウェブサイト（株主総会資料掲載ページ）】

<https://s.srdb.jp/8173/>



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

また、当日の株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は後記の「株主総会インターネット参加のご案内」をご覧ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
ホテルモントレ グラスミア大阪21階 「スノーベリー」
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第76期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 会社法改正により、電子提供措置事項についてはインターネット上の当社ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおりに電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（<https://www.joshin.co.jp/>）
- 本株主総会での株主さまへのお土産はご用意しておりません。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。ご出席の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時** 2024年6月25日（火曜日）午前10時

代理人をご出席の場合は、議決権行使書用紙に加え、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。なお、代理人は当社の議決権を有する株主さま1名となりますのでご了承ください。



車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用のスペースをご用意しております。会場受付後、スタッフのご案内いたします。

## 株主総会にご出席されない場合



### インターネット等による議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき、次頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月24日（月曜日）午後5時締切



### 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年6月24日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネット等及び郵送（書面）の両方で議決権行使をされた場合、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



## ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（通話料無料）  
（受付時間 午前9時から午後9時まで）

## 機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本總會につき、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会インターネット参加のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日は会場後方から議長席及び役員席付近のみを撮影し、ご出席株主さまは映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 1. 配信日時

2024年6月25日（火曜日） 午前10時から株主総会終了時まで

※配信画面には、開始時間30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。

※ライブ配信には万全を期しておりますが、やむを得ない事情によりライブ配信ができなくなる場合がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイト等によりお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 2. 当日視聴URL : <https://8173.ksoukai.jp>



### 3. ログイン方法

上記の当日視聴URLから株主さま認証画面（ログイン画面）にアクセスしてください。

ログインする際、「株主番号」が必要になります。「株主番号」は議決権行使書用紙の控え（書面行使の際に郵送ハガキから切り分ける半券部分）の右下側に記載されております。議決権行使書用紙の控えは当日まで大切に保管ください。

①株主ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号（8桁）」

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号（ハイフン不要7桁）」（3月末時点）

※インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

### 4. お問い合わせ窓口

当日は、専用のコールセンターをご用意いたしますので、以下の番号までお問い合わせください。

TEL：03-6833-6214

※株主総会当日午前9時30分～株主総会終了までの受付となります。

### 【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ①インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席にはあたりません。そのため、質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権については、行使期限にご留意いただいたうえで、インターネット等または郵送（書面）により行使ください。
- ②撮影・録画、認証情報の第三者提供は禁止です。
- ③ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ④ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

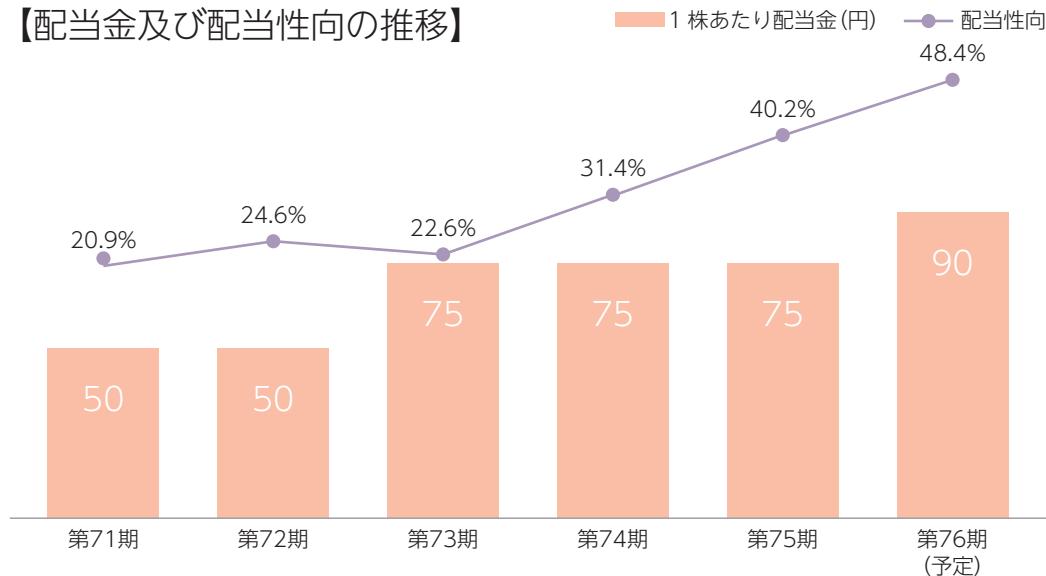
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金90円 総額 2,371,185,450円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

### 【配当金及び配当性向の推移】



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者 番号	氏名	性別	満年齢	在任 年数	当社における地位及び担当			取締役会 出席状況
					委員会職務		地位及び担当	
					指名・報酬	実効性評価		
1	<b>再任</b> かな たに りゅう へい 金谷 隆平	男性	68歳	26年	委員		代表取締役 社長執行役員	18回/18回 (100%)
2	<b>再任</b> たか はし てつ や 高橋 徹也	男性	61歳	7年	委員		代表取締役 副社長執行役員 営業戦略担当	18回/18回 (100%)
3	<b>再任</b> よこ やま こう いち 横山 晃一	男性	61歳	19年			取締役 常務執行役員 インフラ戦略担当	18回/18回 (100%)
4	<b>再任</b> た なか こう じ 田中 幸治	男性	60歳	14年			取締役 常務執行役員 経営企画・人財戦略担当	18回/18回 (100%)
5	<b>再任</b> おお しろ すくろ 大代 卓	男性	61歳	5年			取締役 常務執行役員 財務戦略担当	18回/18回 (100%)
6	<b>再任</b> ない どう ぎん や <b>社外</b> 内藤 欣也 <b>独立</b>	男性	68歳	7年	委員長	委員長	社外取締役	18回/18回 (100%)
7	<b>再任</b> やま ひら けい こ <b>社外</b> 山平 恵子 <b>独立</b>	女性	63歳	5年	委員	委員	社外取締役	18回/18回 (100%)
8	<b>再任</b> かわ の じゅん こ <b>社外</b> 河野 純子 <b>独立</b>	女性	60歳	3年	委員	委員	社外取締役	18回/18回 (100%)
9	<b>再任</b> にし かわ せい じ <b>社外</b> 西川 清二 <b>独立</b>	男性	68歳	2年	委員	委員	社外取締役	17回/18回 (94%)

- (注) 1. **社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。  
 2. 在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。  
 3. 「指名・報酬」は「指名・報酬委員会」、「実効性評価」は「取締役会の実効性評価委員会」の略称です。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
1	 <p>かなたに りゅうへい <b>金谷 隆平</b> 男性 1956年1月30日生(満68歳) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再 任</span></p>	<p>1979年3月 当社入社 1993年7月 当社総務部長 1998年6月 当社取締役総務部長 2001年4月 当社取締役総合企画部長 2001年10月 当社取締役社長室長 2002年3月 当社取締役営業企画本部長 2002年6月 当社常務取締役営業本部長 2004年6月 当社常務取締役経営企画本部長兼総務部長 2006年4月 当社常務取締役経営企画本部長 2006年10月 当社専務取締役経営企画本部長 2008年7月 当社代表取締役専務経営企画本部長 2011年6月 当社代表取締役副社長経営企画本部長 2016年4月 当社代表取締役副社長経営管理本部長 2016年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長 2018年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長 2019年6月 当社代表取締役兼社長執行役員(現任)</p>
	在 任 年 数	26年
	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	18回 / 18回 (100%)
	所 有 す る 当 社 株 式 の 数 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	58,800株(22,400株)
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>金谷隆平氏は、1998年6月から当社取締役として、2011年6月からは代表取締役副社長として、2016年6月からは代表取締役兼副社長執行役員として経営管理本部長、コンプライアンス統括責任者等を担当し、グループ経営全般を統括する立場から、業績向上に大きな貢献を果たしてきました。</p> <p>また、2019年6月からは代表取締役兼社長執行役員として強いリーダーシップで当社の経営を牽引し、経営理念に沿った長期継続企業を目指す視点に立ち、環境経営推進やグループのサステナブル経営推進のために経営の監督を適切に行っております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
2	 <p>たかはし てつや <b>高橋 徹也</b> 男性 1962年11月24日生(満61歳) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span></p>	<p>1986年3月 当社入社 2001年10月 当社関西営業部兵庫・北摂エリアマネジャー 2013年6月 当社東京東海営業部長 2016年6月 当社執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長兼関西営業部長、東海営業部、東京営業部、J&amp;E営業部、スマートライフ推進部、営業統轄部管掌 2016年10月 当社執行役員営業本部長兼関西営業部長 2017年4月 当社執行役員営業本部長 2017年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 2019年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 2020年3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼J-web営業部長 2021年4月 当社取締役兼専務執行役員営業戦略担当 2021年6月 当社代表取締役兼専務執行役員営業戦略担当 2023年4月 当社代表取締役兼副社長執行役員営業戦略担当 (現任)</p>
	在任年数	7年
	取締役会への出席状況	18回 / 18回 (100%)
	所有する当社株式の数 <small>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)</small>	22,157株 (14,257株)
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 高橋徹也氏は2016年6月から当社執行役員として経営に携わり、長年に亘り営業本部を担当して業務を適切に遂行し、リアル店舗事業・EC事業等の業績向上に大きな貢献を果たしてきました。 2023年4月からは代表取締役兼副社長執行役員に就任し、営業戦略担当として、中期経営計画を取りまとめ、サービスインフラ・情報システム・ブランディングの3つの事業基盤をもとに、リアル店舗、EC事業のさらなる強化や、当社成長戦略の核となる施策である「ファンベース戦略」を推進しております。 その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
3	 <p>よこやま こういち <b>横山 晃一</b> 男性 1963年3月5日生(満61歳) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span></p>	<p>1985年3月 当社入社 2000年4月 当社関西北営業部・北大阪エリアマネジャー 2001年4月 当社ピットワン営業部長 2004年9月 当社関西営業部長兼中央エリアマネジャー 2005年6月 当社取締役関西営業部長 2008年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長 2009年4月 当社取締役営業本部長兼関西営業部長 2012年4月 当社取締役営業本部長 2013年2月 当社取締役営業本部副本部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、CS推進部、営業統轄部管掌 2013年6月 当社取締役営業本部副本部長兼CS推進部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、営業統轄部管掌 2016年4月 当社取締役開発本部長兼開発部長 2016年6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長 2018年9月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長兼建設部長 2021年4月 当社取締役兼常務執行役員インフラ戦略担当兼開発部長兼建設部長 2022年4月 当社取締役兼常務執行役員インフラ戦略担当 (現任)</p>
	在 任 年 数	19年
	取締役会への出席状況	18回 / 18回 (100%)
	所有する当社株式の数 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	34,312株 (13,212株)
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 横山晃一氏は、2005年6月から当社取締役として経営に携わり、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として開発本部を担当して当社グループの店舗開発に関わる業務を統括し、店舗力の強化と投資効率の改善に大きく貢献しております。2021年4月からはインフラ戦略担当として、カーボンニュートラル実現に向けて、温室効果ガス(GHG)排出量の削減や、国際的な気候変動イニシアティブへの参画等、積極的に環境問題へ取り組み、環境経営を推進しております。 その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
4	 <p>たなか こうじ <b>田中 幸治</b> 男性 1963年11月18日生(満60歳) <b>再任</b></p>	<p>1986年 3月 当社入社 1996年 4月 当社人事課長 2002年 4月 当社総務部副部長 2006年 4月 当社総務部長 2010年 6月 当社取締役総務部長 2016年 4月 当社取締役経営管理本部副本部長 2016年 5月 当社取締役経営管理本部副本部長兼総務部長 2016年 6月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長兼総務部長 2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長 2019年 6月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長 2021年 4月 当社取締役兼常務執行役員経営企画・人財戦略担当 (現任)</p>
	<b>在 任 年 数</b>	14年
	<b>取締役会への出席状況</b>	18回 / 18回 (100%)
	<b>所有する当社株式の数</b> (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	31,312株 (13,212株)
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>田中幸治氏は、2010年6月から当社取締役として経営に携わり、人事・労務・労政を長く統轄し、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として経営管理本部を担当して業務を適切に遂行し、企業価値向上に大きな貢献を果たしてきました。また、2019年6月からは経営管理本部長として、2021年4月からは経営企画・人財戦略担当として、コーポレートガバナンスの強化をはじめとする経営改革を牽引し、多様な人材が活躍できるような社内環境整備や健康経営の推進、ダイバーシティ&amp;インクルージョンの推進等に取り組み、企業価値の向上に努めております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
5	 <p data-bbox="319 473 530 541">おおしろ すぐる <b>大代 卓</b></p> <p data-bbox="402 548 455 571">男性</p> <p data-bbox="273 579 576 609">1962年 8月 2日生(満61歳)</p> <p data-bbox="387 621 462 651">再任</p>	<p>1986年 4月 (株)協和銀行 (現・(株)りそな銀行) 入行</p> <p>2002年 7月 (株)あさひ銀行 (現・(株)りそな銀行) 本店営業部営業第二部次長</p> <p>2005年 4月 (株)りそな銀行難波支店営業第二部部長</p> <p>2012年 4月 当社入社 店舗開発部新規物件担当部長</p> <p>2014年 4月 当社経理部長</p> <p>2018年 6月 当社執行役員経理部長兼経営企画部長</p> <p>2019年 6月 当社取締役兼執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長</p> <p>2021年 4月 当社取締役兼執行役員財務戦略担当兼経理部長</p> <p>2022年 4月 当社取締役兼執行役員財務戦略担当</p> <p>2023年 4月 当社取締役兼常務執行役員財務戦略担当 (現任)</p>
在 任 年 数	5年	
取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	18回 / 18回 (100%)	
所 有 す る 当 社 株 式 の 数 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	14,174株 (8,474株)	
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>大代卓氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、2018年6月から当社執行役員として経営に携わり、2019年6月からは取締役兼執行役員として、2023年4月からは取締役兼常務執行役員財務戦略担当として、財務基盤の安定維持や適切な資本政策の推進を通じて、経営の健全性・透明性の向上に貢献しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
6	 <p>ないとう きんや <b>内藤 欣也</b> 男性 1955年11月24日生(満68歳)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span></p>	<p>1986年4月 弁護士登録 1999年3月 内藤法律事務所開設 2003年6月 (株)イッコー(現・Jトラスト(株)) 社外監査役 2004年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設 2012年4月 大阪弁護士会副会長 近畿弁護士会連合会常務理事 2014年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事 2016年6月 当社社外監査役 (株)ファルコホールディングス社外取締役(現任) 2017年4月 内藤法律事務所開設(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 大阪府人事監察委員会委員 2020年1月 大阪市開発審査会会長</p>
	在任年数	7年
	取締役会への出席状況	18回 / 18回(100%)
	所有する当社株式の数	3,300株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>内藤欣也氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における社外取締役としての豊富な経験と高い見識を有し、2017年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。同氏は、特に法務ガバナンス、人事労務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。また、指名・報酬委員会や取締役会の実効性評価委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の分析・評価等に、客観的・中立的立場で関与いただいております。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
7	 <p>やまひら けいこ <b>山平 恵子</b> 女性 1960年11月30日生(満63歳)</p> <p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">独立</span></p>	<p>1983年 4月 クボタハウス(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 入社 2010年 4月 三洋ホームズ(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 執行役員 2011年 6月 同社取締役常務執行役員 2012年 6月 三洋リフォーム(株) (現・サンヨーリフォーム(株)) 取締役 2013年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役専務執行役員 サンアドバンス(株)取締役 サンヨーホームズコミュニティ(株)取締役 2015年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役社長執行役員 2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ(株)代表取締役会長 2019年 4月 当社顧問 2019年 6月 フジテック(株)社外取締役 当社社外取締役 (現任) 2021年 6月 (株)タカラレーベン (現・MIRARTHホールディング ス(株)) 社外取締役 (現任) 2022年 6月 品川リフラクトリーズ(株)社外取締役 (現任)</p>
	在 任 年 数	5年
	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	18回 / 18回 (100%)
	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	700株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>山平恵子氏は、長年に亘り住宅・リフォーム関連企業の経営者を務め、2017年4月からはサンヨーホームズコミュニティ株式会社の代表取締役会長として企業経営に深く携わってきた経験を有し、2019年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。同氏には、特に企業経営、環境対策について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。また、指名・報酬委員会や取締役会の実効性評価委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の分析・評価等に、客観的・中立的立場で関与いただいております。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
8	 <p>かわの じゅんこ <b>河野 純子</b> やまのうち (現姓：山内) 女性 1963年9月30日生(満60歳)</p> <p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">独立</span></p>	<p>1986年4月 (株)リクルート入社 1991年10月 同社「週刊住宅情報」副編集長 1997年1月 同社「とらばーゆ」編集長 2006年4月 同社「女性のライフ&amp;キャリア研究チーム」チーム長 2008年7月 住友商事(株)入社 同社ライフスタイル・リテイル事業本部所属 2008年10月 同社クロスメディアチーム長 2012年4月 同社グローバル教育事業チーム長 2013年2月 (株)グローバル人材研究所取締役 2018年3月 河野純子事務所設立(現任) ライフシフト・ジャパン(株)執行役員CMO 2019年9月 NPO法人Tokyo International Progressive School理事(現任) 2020年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席所員(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2021年12月 ライフシフト・ジャパン(株)取締役CMO(現任) 2022年4月 ダイドーグループホールディングス(株)社外取締役(現任)</p>
	在任年数	3年
	取締役会への出席状況	18回 / 18回 (100%)
	所有する当社株式の数	- 株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>河野純子氏は、取材経験等を踏まえた女性活躍推進に関するアドバイスや、BtoC領域におけるカスタマー価値の向上につながる経営アドバイスなどを中心としたコンサルティング業務に深く携わり、取締役CMOとしての経験を有しております。2021年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。同氏には、特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。また、指名・報酬委員会や取締役会の実効性評価委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の分析・評価等に、客観的・中立的立場で関与いただいております。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
9	 <p>にしかわ せいじ <b>西川 清二</b> 男性 1956年3月8日生(満68歳) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1980年4月 日本電信電話公社 (現・日本電信電話(株))入社 1987年7月 日本電信電話(株)移動体通信事業部主任技師 1992年4月 同社移動体通信事業本部情報システム部主幹技師 1992年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網(株) (現・(株)NTTドコモ)情報システム部主幹技師 2000年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現・(株)NTTドコモ)情報システム部主幹技師 2001年10月 同社情報システム部主席技師 2003年6月 同社情報システム部長 2006年6月 同社執行役員情報システム部長 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州 (現・(株)NTTドコモ)取締役 2012年6月 同社常務執行役員(CIO)情報システム部長 2013年6月 ドコモ・システムズ(株)代表取締役社長 2021年3月 みずほ銀行のシステム障害に関する「システム障害特別調査委員会(第三者委員会)」委員 2022年6月 当社社外取締役 (現任)</p>
	<b>在 任 年 数</b>	2年
	<b>取 締 役 会 へ の 出 席 状 況</b>	17回 / 18回 (94%)
	<b>所 有 す る 当 社 株 式 の 数</b>	400株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>西川清二氏は、大手通信事業会社の情報システム部門で中核的役割を担ってきたことにより培われた幅広い見識と、その関連会社の取締役並びに社長の経験を有し、2022年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。同氏には、特にICT・DXについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただいております。また、指名・報酬委員会や取締役会の実効性評価委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の分析・評価等に、客観的・中立的立場で関与いただいております。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定並びにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、当社の成長戦略の推進に適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p>	

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
- 3.河野純子氏の戸籍上の氏名は、山内純子であります。
- 4.内藤欣也氏、山平恵子氏、河野純子氏及び西川清二氏は社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 5.内藤欣也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- 6.山平恵子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 7.河野純子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- 8.西川清二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 9.当社は、内藤欣也氏、山平恵子氏、河野純子氏及び西川清二氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
- 本株主総会において、本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 10.当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
- 11.内藤欣也氏は、2024年6月21日付で、株式会社ファルコホールディングスの社外取締役を退任予定であります。
- 12.山平恵子氏は、2024年6月25日付で、丸一鋼管株式会社の社外取締役に就任予定であります。

**第3号議案****監査役1名選任の件**

監査役橋本雅康氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)
 <p>おおつき かずこ <b>大槻 和子</b></p> <p><small>いま おか</small> (現姓：今岡) 女性 1972年8月7日生(満51歳)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p>	<p>1996年10月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年5月 公認会計士登録 2015年12月 有限責任監査法人トーマツ退所 2016年1月 今岡公認会計士・税理士事務所入所(現任) 2021年9月 地方独立行政法人大阪産業技術研究所監事(現任) 2023年3月 サカタインクス(株)社外取締役(現任) 2023年6月 石原ケミカル(株)社外取締役(監査等委員)(現任)</p>
在任年数	- 年
取締役会への出席状況	- 回 / - 回 ( - %)
監査役会への出席状況	- 回 / - 回 ( - %)
所有する当社株式の数	- 株

**【社外監査役候補者とした理由】**

大槻和子氏は、公認会計士としての会計及び財務に関する高度な専門的知識や、他社における役員としての経験等からダイバーシティやESG経営にも高い見識を有しております。この豊富な経験と知見、実績を当社の監査に活かし、また独立した立場からも当社の経営の監視を適切に遂行していただけるものと考えていることから、新たな社外監査役候補といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **新任**は新任の監査役候補者を、**社外**は社外監査役候補者を、**独立**は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 大槻和子氏の戸籍上の氏名は、今岡和子であります。
4. 大槻和子氏は社外監査役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 本株主総会において大槻和子氏の選任が承認可決された場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、大槻和子氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

以上

## ご参考

### 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第2号議案、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制です。

役員候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

役員氏名		経営スキル								事業の専門性に関するスキル			
		企業経営	財務・会計 資本政策	法務 ガバナンス	経営企画 事業戦略	人事・労務 ダイバーシティ	ICT・DX	環境 エネルギー	家電小売 事業	住環境 事業	マーケティング	ロジスティクス	
取締役		金谷 隆平	●	●	●	●	●		●	●		●	
		高橋 徹也	●			●		●	●	●	●	●	●
		横山 晃一	●						●	●		●	
		田中 幸治	●		●	●	●	●	●				
		大代 卓	●	●	●	●							
	社外	内藤 欣也	●		●		●						
	社外	山平 恵子	●	●		●	●		●		●	●	
	社外	河野 純子	●			●	●					●	
	社外	西川 清二	●			●	●	●					
監査役		山本 英寿	●		●				●	●	●		●
	社外	早川 芳夫		●	●								
	社外	吉川 和美	●	●	●		●						
	社外	大槻 和子	●	●	●		●						

## 取締役・監査役の選任に関する方針と手続き

- 取締役の選任にあたっては、当社の経営方針・事業内容・課題等に関して知識・理解・経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に貢献しうる人財であることを基本とし、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める「指名・報酬委員会」が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。
- 監査役については、当社の事業運営及び経営・内部統制・財務等の管理について経験を有する者で、その経歴に基づく見識を監査に活かすことができる人財を、監査役会の同意を得て指名しております。
- 社外取締役・社外監査役については、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有する人財であり、出身の各分野において豊富な経験と高い見識を有していることを重視しております。
- 当社における独立性判断基準は、会社法の求める社外役員の社外性要件、証券取引所の求める独立性基準とともに満たすことを基本とし、企業価値及び株主利益の向上に寄与することができる適切な人財を社外役員候補者とし、株主総会での承認のもと独立役員として証券取引所に届け出ております。  
なお、独立性判断基準は適宜取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。

## 取締役・監査役のスキルに関する考え方

- 上新電機グループは、関西・東海・関東・北信越エリアにおいて家電やエンタテインメント分野の小売事業及び家庭内インフラの施工を含めた住環境事業などを中核事業として展開しており、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制システムを構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。
- 当社は監査役会設置会社であり、取締役会は重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、上新電機グループの事業内容や運営組織、ガバナンス体制等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが求められ、また、そのスキルは事業環境とともに常に変化します。
- 当社の取締役会において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、「企業経営」の経験や「財務・会計・資本政策」、「法務・ガバナンス」、「経営企画・事業戦略」、「人事・労務・ダイバーシティ」、「ICT・DX」、「環境・エネルギー」などの経営に必要なスキルに加え「家電小売事業」や「住環境事業」及びそれらの成長を支える「マーケティング」、「ロジスティクス」など業界特有のスキルが求められます。
- 監査役が取締役の職務の執行を適切に監査するためには、監査役会が取締役会と同様のスキルを備える監査役で構成されることが望ましいと考え、あわせて「財務・会計」に関するスキルは特に重要性が高いと考えています。

## 取締役会の実効性向上に向けたスキル・マトリックスの活用

当社は、取締役会を構成する取締役の多様性が取締役会の実効性を左右し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きな影響を与えるとの考えに基づき、取締役の知識・経験・能力など取締役会の構成のバランス・多様性のあり方について取締役会で定期的に審議し、取締役・監査役に求められるスキルを特定のうえ「スキル・マトリックス」として公表しています。

当社は「スキル・マトリックス」を、特定分野に強みを持つ人財を幅広く採用することで取締役会のスキル・多様性を適切に確保するためのツールと考えており、取締役・監査役を選任にあたっては、「スキル・マトリックス」に照らして必要なスキル・経験を有する候補者を選定し、定時株主総会で決定する手続きをとります。

当社は「スキル・マトリックス」を以下のとおり活用しています。

1. 経営戦略に照らして取締役会に必要なスキルの特定
2. あるべき取締役会の構成と現状とのギャップの把握
3. 不足するスキルを保有する人財の取締役への登用
4. 不足するスキルに関する取締役のトレーニングの充実
5. 取締役のサクセッションプランへの活用
6. 執行役員その他幹部社員のサクセッションプランへの活用

当社は「スキル・マトリックス」がサクセッションプランにおいて重要な役割を果たすと考え、業務執行取締役及びCEOの候補者を育成するための中核人財の評価基準として活用しています。次期候補の育成においては、現取締役、執行役員、幹部社員を対象とするトレーニングを継続的に実施しています。特に執行役員については、取締役、監査役も参集する執行役員会やサステナビリティ委員会、リスク管理委員会等において、法務・ガバナンス、営業戦略、財務戦略、人財戦略、子会社経営等、取締役に求められる幅広いスキル・知見を共有しているほか、執行役員の職務遂行の結果について取締役会で定期的な報告を求めるなど、将来取締役及びCEOの任にあたることのできる人財としての評価・育成を十分な時間をかけて行っています。

## スキルセットの選定理由

スキルセット		選定の理由
経営スキル	企業経営	経営理念「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」の実現を通じて当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るため、経営環境の変化を見定め長期的な視点で適切な経営戦略を構築できる幅広い知見・経験が必要である。
	財務・会計資本政策	財務の健全性を確保するとともに、効率的な資金運用による成長投資と株主還元をバランスさせつつ、新たな社会価値の創出を当社グループの持続的な成長と企業価値の向上につなげることができる豊富な知見・経験が必要である。
	法務ガバナンス	当社グループの事業の安定的な運営を通じて企業価値を向上させるため、社会規範や企業倫理を含む幅広い法務の知見と、経営戦略の実践を当社グループの持続的な成長につなげる実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築できるスキルが必要である。
	経営企画事業戦略	当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に向けて、事業ポートフォリオの効果的な組み替えにより強固な収益基盤を構築し、新たな社会価値創出に向けた外部とのアライアンス体制を構築できる知見・経験が必要である。
	人事・労務ダイバーシティ	社会の変化がもたらすリスクを抑制し、新たな事業機会を捉えて当社グループの持続的な成長につなげていく組織力の源泉である『人財』の育成をリードし、従業員エンゲージメントの高度化を新たな顧客価値の創出及び企業価値の向上に結びつけていくため、『多様な人財』のマネジメントに関する知見・経験が必要である。
	ICT・DX	顧客の利便性や新たな体験価値の提供、業務効率の向上、迅速・的確な経営判断、事業継続性、セキュリティなどの視点からデータフローの最適化を図るため、デジタル技術に精通し、イノベーションをリードしていくことができる知見・経験が必要である。
	環境エネルギー	気候変動をはじめとする環境課題やエネルギー問題がもたらす中長期的な『リスク』と『機会』をタイムリーに経営戦略に組み込み、当社グループが目指す「家庭のカーボンニュートラルの実現」という新たな社会価値創出につなげる知見・経験が必要である。
事業の専門性に関するスキル	家電小売事業	祖業であり、最大の収益基盤である『家電小売事業』を中長期的な中核事業に位置づけ、その事業インフラを活用できるなどの親和性の高い関連事業を開発して新たな収益事業に育成していくため、家電小売事業の知見・経験が必要である。
	住環境事業	製品の機能面や配送・設置・工事(宅内作業)などの事業インフラ面で『家電小売事業』と親和性が高く、当社グループが目指す新たな社会価値「高齢社会のレジリエンス強化支援」の柱となる住環境事業の知見・経験が必要である。
	マーケティング	あらゆる世代の顧客やその生活様式にマッチしたバリエーション豊富なマーケティングの実施、購入後のアフターサービスにとどまらず、リコールなどの『製品安全』対策を前提とした膨大な顧客情報の蓄積と製品情報の提供、顧客の購買動向に基づくマーケティングオートメーションやOMO(Online Merges with Offline)の推進など、業界特有のマーケティングスキルが必要である。
	ロジスティクス	大型の重量物や設置・工事を伴う製品を取り扱い、製品の備蓄、営業店舗・配送拠点などの事業拠点への補給、EC事業における宅配出荷などの複雑な機能を併せ持つ物流インフラを統括して『家電小売事業』の動脈を担うため、業界特有のロジスティクスに関する知見・経験が必要である。

以上

## 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の分類移行に伴う行動制限の緩和を契機として国内外の人の流れが活発化し、正常化に向けた動きが強くなりました。しかしながら、ウクライナ紛争の長期化、中東情勢の緊迫化、中国経済の悪化懸念、世界的な原材料価格の高騰や円安による諸物価の値上がりに加えて、欧米を中心とした不安定な金融情勢等の要因もあり、景気の先行きは極めて不透明な状態が続きました。

当家電販売業界におきましても、過年度のコロナ禍における需要の前倒しの反動や、物価高に起因する消費の伸び悩み、行動制限緩和によるレジャー支出の増加等から、新製品への買い替えタイミングとなった携帯電話等一部を除いて、前年を大きく上回る実績となる商品群はありませんでした。しかしながら、当社グループが業界で唯一オフィシャルスポンサーを務める「阪神タイガース」が9月のリーグ優勝、11月の日本シリーズ制覇と2度の大きなセール開催が実現し、当社グループ各店舗に多くのお客さまが来店され、将来の事業基盤となる新規会員の大幅な増加につながりました。

このような状況下、2023年3月期決算発表時に公表した、今年度を初年度とする3カ年の中期経営計画『JT-2025経営計画』に当社グループ一丸となって取り組んでおります。この計画は、当社グループが目指す、2030年にあるべき姿「地域社会の成長を支え、人と環境の未来に貢献する企業」へと進化すべく、バックキャストの思考で2025年度を通過点とし、お客さまの課題解決、お役立ち実現による顧客生涯価値の創出を目指した計画であります。この計画に基づく各種目標達成に向け、より具体的な戦略を立案、実行し、当社グループ一丸となって着実に計画を遂行してまいります。

店舗展開につきましては、引き続き店舗力の強化と投資効率の改善を目指す、適切なスクラップアンドビルドの方針のもと、太田イオンモール店（群馬県）を含む2店舗の出店を行うとともに4店舗を撤収した結果、当期末の店舗数は214店舗となりました。

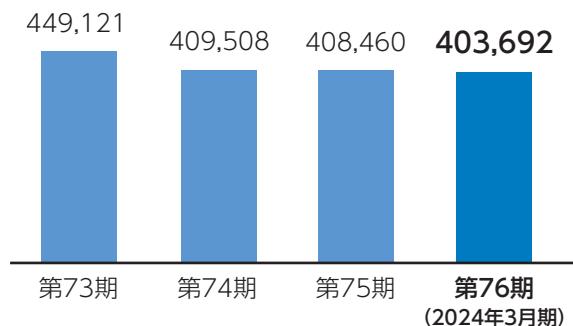
以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

連結業績の概況

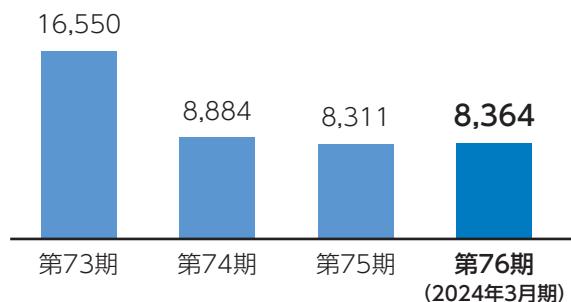
(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減額	前期比
売上高	408,460	403,692	△4,767	98.8%
営業利益	8,311	8,364	53	100.6%
経常利益	8,317	8,251	△65	99.2%
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,972	4,891	△81	98.4%

■ 売上高 (百万円)



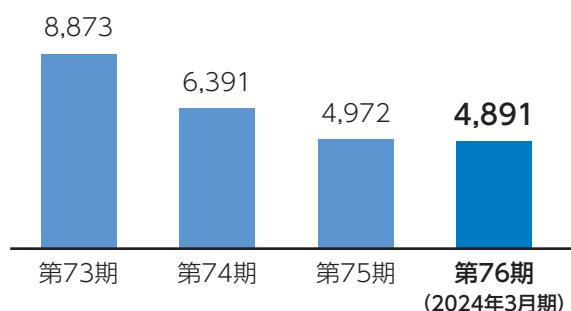
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



品種別売上高

区 分		売上高	構成比	対前期増減率
		百万円	%	%
家 電	テレビ	27,165	6.7	△0.4
	ビデオ及び関連商品	6,838	1.7	△6.5
	オーディオ及び関連商品	6,994	1.7	△2.4
	冷蔵庫	26,359	6.5	△0.8
	洗濯機・クリーナー	37,297	9.2	△0.4
	電子レンジ・調理器具	17,574	4.4	2.5
	理美容・健康器具	13,927	3.5	0.9
	照明器具	2,585	0.6	△4.9
	エアコン	39,776	9.9	△3.6
	暖房機	3,150	0.8	△16.3
その他	17,439	4.3	△4.8	
小計		199,110	49.3	△1.8
情 報 通 信	パソコン	20,845	5.2	△11.9
	パソコン周辺機器	12,278	3.0	△12.8
	パソコンソフト	896	0.2	△10.3
	パソコン関連商品	18,072	4.5	△9.1
	電子文具	438	0.1	△18.3
	電話機・ファクシミリ	1,034	0.3	△19.3
	携帯電話	38,200	9.5	14.6
	その他	3,325	0.8	31.0
小計		95,093	23.6	△1.3
そ の 他	音楽・映像ソフト	4,791	1.2	1.1
	ゲーム・模型・玩具・楽器	63,669	15.8	△0.5
	時計	1,213	0.3	△12.8
	修理・工事収入	18,004	4.4	2.6
	その他	21,809	5.4	0.4
小計		109,488	27.1	0.1
合計		403,692	100.0	△1.2

(注) △印は減少を示します。

## (2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は70億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であります。

### 新設店舗 <2店舗>

奈良三条大路店(奈良県)      太田イオンモール店(群馬県)

### 主な改装店舗

東大阪店(大阪府)	高槻店(大阪府)	堺インター店(大阪府)
高槻大塚店(大阪府)	鳳店(大阪府)	平野加美店(大阪府)
中山寺店(兵庫県)	明石大久保店(兵庫県)	丹波ゆめタウン店(兵庫県)
山崎イオン店(兵庫県)	明石店(兵庫県)	三木青山イオン店(兵庫県)
伏見店(京都府)	山科店(京都府)	長浜店(滋賀県)
堅田アル・プラザ店(滋賀県)	近江今津店(滋賀県)	郡山店(奈良県)
上牧店(奈良県)	和歌山北店(和歌山県)	船橋イオンモール店(千葉県)
アウトレット浦安店(千葉県)	一宮尾西店(愛知県)	小牧店(愛知県)
高蔵寺店(愛知県)	各務原イオンモール店(岐阜県)	高岡店(富山県)
福井本店(福井県)	亀貝店(新潟県)	燕三条店(新潟県)

### 撤収店舗 <4店舗>

ツタヤ八尾老原店(大阪府)      ツタヤ高砂米田店(兵庫県)      奈良店(奈良県)  
 アウトレット所沢店(埼玉県)

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、社会経済活動の正常化による緩やかな回復が続く一方で、円安の進行や原材料価格の高騰による物価上昇、金融政策の変更による金利上昇など、景気の先行きに対する懸念材料も多く、極めて不透明な状態が続くものと思われまます。

当家電販売業界におきましても、新型コロナウイルス感染症に対する各種制限解除による消費動向の変化に加え、世界的な地域紛争激化等地政学的リスクの拡大、原材料高騰等に起因する各種経済指標の悪化、消費マインドや可処分所得の低下による耐久消費財に対する需要の低迷等から、同業者間の競争はますます激しくなることが予想されます。

このような厳しい状況下ではありますが、当社グループは、中期経営計画『JT-2025経営計画』に基づく各種目標達成に向け、引き続きより具体的な戦略を立案、実行し、グループ一丸となって着実に計画を遂行してまいります。

当経営計画における、戦略の中心は「ファンベース戦略」であり、当社グループが積み重ねてきた、社是「愛」に基づくサービスの実践により、お客様のファン化、コアファン化による価値連鎖の創造を目指す、「顧客志向に立つ独自戦略」です。お客様の暮らしに寄り添う「コンシェルジュ」となり、お客様ひとりひとりの課題解決、お役立ちによる顧客生涯価値の創出の実現を通じて、お客様の輪を広げて行くことを目的とした、将来に向けた持続可能なビジネスモデルです。

当社グループが企業価値を高め、持続的成長を果たしていくためには、投下資本を上回る「利益効率」を確保し、生み出されたアウトプットを再投資することで、さらなるリターンを生み出し続ける、このようなサイクルを回し続けることが求められます。『JT-2025経営計画』では、この「ファンベース戦略」を通じて、量の拡大から質の向上への変革により、「収益力」の強化、いわゆる「稼ぐ力」の強化に取り組んでまいります。その上で「投資効率」を高いレベルで持続的に確保できる、筋肉質でサステナブルな経営体制への移行を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期	第74期	第75期	第76期(当期)
	2020.4.1~2021.3.31	2021.4.1~2022.3.31	2022.4.1~2023.3.31	2023.4.1~2024.3.31
売 上 高(百万円)	449,121	409,508	408,460	403,692
経 常 利 益(百万円)	16,555	9,701	8,317	8,251
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,873	6,391	4,972	4,891
1株当たり当期純利益(円)	331.62	238.78	186.77	185.90
総 資 産(百万円)	210,321	217,417	223,218	232,775
純 資 産(百万円)	99,303	98,641	100,698	104,613

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。

なお、期中平均株式数は、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。

2. 第74期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第74期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 親会社との関係  
当社には、親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシンテック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売
北信越ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J S D INSURANCE PTE.LTD.	千シンガポール ドル 700	(100.0)	損害保険の再保険引受

- (注) 1. 連結子会社は、上記の12社であります。
2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の( )内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。
3. J S D INSURANCE PTE.LTD.の「当社の議決権比率」欄の( )内は間接所有であり、ジョーシンテック株式会社が所有しております。

- ③ 特定完全子会社の状況  
当社には、特定完全子会社はありません。

**(7) 主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシントック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。また、JSD INSURANCE PTE.LTD.は、長期修理保証制度におけるグループ損益の改善と資金流動の効率化を図ることを目的としたキャプティブ（再保険会社）であります。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

J・P・S 商事株式会社は、家電商品等の販売業務を行っております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社及び北信越ジョーシン株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

**(8) 主要な営業所** (2024年3月31日現在)

- ① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- ② 店 舗 214店舗

所在地	店舗数	名称	所在地	店舗数	名称
大阪府	60店	日本橋店 他	群馬県	1店	太田イオンモール店
兵庫県	38店	三宮1ばん館 他	愛知県	15店	スーパーキッズランド大須店 他
京都府	12店	京都1ばん館 他	岐阜県	7店	多治見店 他
滋賀県	13店	守山店 他	三重県	9店	松阪店 他
奈良県	12店	郡山店 他	静岡県	1店	焼津インター店
和歌山県	8店	和歌山店 他	富山県	8店	富山本店 他
東京都	3店	王子店 他	石川県	3店	金沢本店 他
神奈川県	2店	相模原小山店 他	福井県	2店	福井本店 他
埼玉県	5店	鴻巣店 他	新潟県	9店	亀貝店 他
千葉県	5店	市川大野店 他	長野県	1店	長野インター店

**(9) 従業員の状況** (2024年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,245名	61名増

(注) 従業員数には、臨時従業員3,344名（一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数）は含んでおりません。

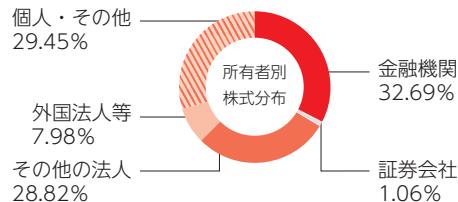
(10) 借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	17,060
株式会社三菱UFJ銀行	5,635
三井住友信託銀行株式会社	4,402

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 28,000,000株  
 (3) 株主数  
     議決権のある株主数 18,543名  
     株主総数 175,882名  
 (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,961,100	7.44
上新電機社員持株会	1,836,805	6.97
株式会社りそな銀行	1,200,010	4.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	904,575	3.43
第一生命保険株式会社	675,000	2.56
シャープ株式会社	542,500	2.05
損害保険ジャパン株式会社	506,500	1.92
ダイキン工業株式会社	432,792	1.64
三井住友信託銀行株式会社	420,000	1.59
三菱UFJ信託銀行株式会社	400,000	1.51

(注) 持株比率は、自己株式 (1,653,495株) を控除して計算しております。

- (5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	金谷隆平	社長執行役員
代表取締役	高橋徹也	副社長執行役員 営業戦略担当
取締役	横山晃一	常務執行役員 インフラ戦略担当
取締役	田中幸治	常務執行役員 経営企画・人財戦略担当
取締役	大代卓	常務執行役員 財務戦略担当
取締役	内藤欣也	弁護士
取締役	山平恵子	
取締役	河野純子	
取締役	西川清二	
監査役(常勤)	山本英寿	
監査役(常勤)	橋本雅康	
監査役	早川芳夫	公認会計士
監査役	吉川和美	公認会計士

- (注) 1. 2023年6月27日開催の第75回定時株主総会において、吉川和美氏が新たに監査役に選任されました。
2. 杉原宣宏氏は、2023年6月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役内藤欣也、山平恵子、河野純子及び西川清二の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役橋本雅康、早川芳夫及び吉川和美の各氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役早川芳夫及び吉川和美の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金銭 報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	216 (32)	125 (32)	36 (一)	54 (一)	9 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	45 (25)	45 (25)	—	—	5 (3)
計 (うち社外役員)	261 (58)	171 (58)	36 (一)	54 (一)	14 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において年額240百万円以内と決議されております(業績連動株式報酬は含みません。また、現在使用人兼務取締役も存在しません)。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名(うち社外取締役は2名)であります。また、これとは別に2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間(3年間)中に300百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に選任され就任した取締役(社外取締役を除く)に対して株式報酬を支給することが決議されております。これにより取締役に付与する当社株式の株数の上限は、支給の対象となる取締役全員で1事業年度当たり50,000株となっております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名(うち社外取締役は2名)であります。また、2020年6月23日開催の取締役会、次いで2023年4月18日開催の取締役会において、それぞれ株式交付規程の一部改定・新設を行ったうえで3年間延長することが決議されております。
2. 業績連動金銭報酬は、個人業績連動金銭報酬と財務指標連動金銭報酬にて構成されております。個人業績連動金銭報酬については各取締役の職務遂行の成果を指標とし、財務指標連動金銭報酬については営業利益を指標とし、それぞれの目標達成度合いに応じて報酬額を算出しております。なお、当事業年度における営業利益は8,364百万円であります。
3. 業績連動株式報酬は、財務指標連動株式報酬とサステナビリティ指標連動株式報酬にて構成されております。財務指標連動株式報酬についてはROEを指標とし、サステナビリティ指標連動株式報酬についてはCDP気候変動スコア及び従業員エンゲージメントスコアを指標とし、それぞれの目標値に対する達成度合いに応じて報酬額を算出しております。なお、当事業年度におけるROEは4.8%、CDP気候変動スコアはA、従業員エンゲージメントスコアは64点であります。
4. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式報酬引当金繰入額54百万円が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は2020年6月23日開催の第72回定時株主総会において月額6百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)であります。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

### ①基本方針

- ・経営戦略、経営目標に即した職務の遂行を最大限に促すものとする。
- ・当社役員の役位と、業績貢献に応じた報酬とする。
- ・株主の皆さまと利益・リスクを共有し、株主視点での経営への動機付けとなる報酬とする。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性及び客観性を確保する。

### ②報酬の構成

当社は2023年4月18日開催の取締役会において、報酬の構成の見直しを決議いたしました。

主な目的は、以下の3点となります。

- ・業績連動報酬の拡充による経営責任の明確化
- ・固定報酬と業績連動報酬（金銭報酬と株式報酬）のバランス是正
- ・報酬算定基準へのESG指標導入によるサステナビリティ経営の推進

取締役報酬は、確定金銭報酬（50%）、個人業績連動金銭報酬（10%）、財務指標連動金銭報酬（10%）、財務指標連動株式報酬（10%）及びサステナビリティ指標連動株式報酬として環境経営指標連動報酬（10%）、従業員エンゲージメント指数連動報酬（10%）で構成するものとし、個別配分については、役位及び役割に応じて報酬倍率を設定しております。

役員報酬構成の概要は、以下のとおりです。

報酬構成		構成比	
確定金銭報酬		50%	
個人業績連動金銭報酬	モニタリング評価連動	10%	金銭報酬70%
財務指標連動金銭報酬	営業利益実績連動	10%	
財務指標連動株式報酬	ROE実績連動	10%	
サステナビリティ指標 連動株式報酬	環境経営指標連動	10%	株式報酬30%
	従業員エンゲージメント 指数連動	10%	

<役員別の取締役報酬>

取締役報酬の基準を「取締役兼執行役員」とし、その基準月額報酬は従業員の給与制度上の最高給与月額300%以内と定めております。取締役報酬は取締役の役員別の報酬倍率と業績により決定いたします。役員別の報酬倍率は、以下のとおりです。

役員	報酬倍率	代表取締役の報酬倍率	CEOの報酬倍率	報酬倍率(合計)
取締役会長	1.7	—	—	1.7
取締役兼社長執行役員	2.0	0.2	0.3	2.5
取締役兼副社長執行役員	1.7	0.2	—	1.9
取締役兼専務執行役員	1.4	—	—	1.4
取締役兼常務執行役員	1.2	—	—	1.2
取締役兼執行役員	1.0	—	—	1.0

<取締役の各報酬要素の概要>

**【金銭報酬(70%)】**

- ・確定金銭報酬(50%)

取締役としての役員に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給いたします。

(短期インセンティブ報酬としての金銭報酬)

- ・個人業績連動金銭報酬(10%)

指名・報酬委員会が事業年度毎に各取締役の職務遂行の成果を評価し、支給額は、目標達成時を100%として、50%~150%の範囲内で変動します。当該業績連動報酬は確定金銭報酬と合算して毎月金銭で支給いたします。

- ・財務指標連動金銭報酬(10%)

労使一体となって業績向上に取り組むため、従業員の決算賞与と同じく営業利益の計画達成度に応じて決定いたします。支給額は、目標達成時を100%として、0%~150%の範囲内で変動します。

**【株式報酬(30%)】**

(長期インセンティブ報酬としての株式報酬)

- ・財務指標連動株式報酬(10%)

資本収益性の改善度を報酬に反映させるため、中期経営計画に定めるROE計画達成度に基づく報酬として株式を交付いたします。

- ・環境経営指標に基づく株式報酬(10%)

気候変動がもたらす環境課題をリスクと機会の観点から経営戦略に組み込み、社会に対するポジティブインパクトの創出を当社の持続的な成長に結びつけるため、取締役の積極的な関与を促すインセンティブとして導入し、環境経営指標(CDP気候変動スコア)に基づく報酬として株式を交付いたします。

・従業員エンゲージメント指数に基づく株式報酬(10%)

「環境の変化に応じた人財の確保」、「ダイバーシティ&インクルージョン」、「ワークライフバランス」、「人権尊重」の4つのテーマを軸に、多様な人財が生き生きと活躍できる社内環境の構築と人財の育成に積極的に投資することにより、従業員エンゲージメントの高度化によるCSの向上（新たな社会価値の創出）を当社の持続的な成長に結びつけるため、その活動の進捗状況を「エンゲージメントスコア」として継続的に計測し、エンゲージメントスコアに基づく報酬として株式を交付いたします。

株式報酬については、当社取締役と株主の皆さまとの価値共有を促進し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、毎年1回、役員毎に定める役位ポイント数と役割毎に定める加算ポイント数を合計した役位別基礎ポイント数に、該当する財務指標、サステナビリティ指標の達成度合いに応じた支給係数を乗じて算出されるポイントを付与します。1ポイントは当社普通株式1株とし、各取締役が退任時に当社普通株式（一部は売却換金した金銭）の交付を受けるものです。

役位ポイントは役位に応じて下記のとおり設定しております。

役位	役位ポイント
取締役会長	2,040 Pt
取締役兼社長執行役員	2,400 Pt
取締役兼副社長執行役員	2,040 Pt
取締役兼専務執行役員	1,680 Pt
取締役兼常務執行役員	1,440 Pt
取締役兼執行役員	1,200 Pt

加算ポイントは役割に応じて下記のとおり設定しております。

役割	加算ポイント
最高経営責任者	360 Pt
代表権	240 Pt

支給係数は、該当する財務指標、サステナビリティ指標の目標値に対する達成率により設定されており、目標達成時を1.00として、0.00～1.50の範囲内で変動します。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は必ずしも業績連動報酬等の変動報酬が相応しいとは言えないため、固定報酬のみの支給とし、世間水準、当該社外取締役の経歴、専門分野における知識・経験等を考慮し、個別に決定しております。

監査役の報酬についても、固定報酬のみの支給としております。

### ③決定手続き

取締役の報酬等の決定方針は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により、決定しております。取締役会で取締役の役員報酬の決定に関する基本方針を含む「取締役報酬規程」を決議する際には、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議した結果を取締役に答申し、透明性及び客観性を高め、公正なプロセスで決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬金額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

## (6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
内藤 欣也 (社外取締役)	取締役会 18回/18回出席	取締役会では、特に法務ガバナンス、人事労務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
山平 恵子 (社外取締役)	取締役会 18回/18回出席	取締役会では、特に企業経営、環境対策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
河野 純子 (社外取締役)	取締役会 18回/18回出席	取締役会では、特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
西川 清二 (社外取締役)	取締役会 17回/18回出席	取締役会では、特にICT・DXについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
橋本 雅康 (社外監査役)	取締役会 18回/18回出席 監査役会 13回/13回出席	主に金融機関において培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。
早川 芳夫 (社外監査役)	取締役会 18回/18回出席 監査役会 13回/13回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
吉川和美 (社外監査役)	取締役会 14回/14回出席 監査役会 10回/10回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

(注) 社外監査役吉川和美氏は、2023年6月27日開催の定時株主総会において選任されております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額       | 47百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。  
2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「気候変動対応支援業務」等について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

別に掲載しております、「2024年定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」に記載のとおりであります。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客さま、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならぬと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆さまの総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

### (2) 基本方針実現のための具体的な取り組みの概要

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客さまに快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客さまとの信頼関係の構築に努めております。

現在、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。少子高齢化がもたらす人口・世帯数の減少や高齢単身世帯の増加といった人口動態の変化、ICTの高度化、性別・年齢・国籍などに囚われず、それぞれ「個」を尊重し、認め合うというダイバーシティ&インクルージョンの浸透、さらには気候変動など、人を取り巻く社会構造や環境、価値観が大きく変化する中で、私たちの生活様式も大きく変わろうとしています。

そういった社会変化の現状と課題を踏まえたうえで、当社の理念体系の根幹を成す社是「愛」（「常に相手の立場に立って考え行動する」の意）の基本精神に則り、経営理念を改定いたしました。

#### 【新経営理念】

「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」

新経営理念には、長期的な視点で未来を考え、社会のあるべき姿を思い描き、また「持続可能で誰ひとり取り残さない社会」を私たちの未来世代に引き継いでいきたいという思いを込めました。

また、当社が新たに創造する社会価値を「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」の二つに整理し、その実現のために「家電とICTの力で生活インフラのHubになる」を経営ビジョンと決めました。

家電販売を主とする小売業にとって、将来像に大きな影響を与えるものは、大きく2つあると考えております。ひとつは「少子高齢化」です。「少子高齢化」による人口・世帯数の減少、高齢単身世帯の増加は、消費者の購買行動の変化と市場規模の縮小、労働人口の減少という課題を内包しています。当社は、リスクとしてこの課題に対処しつつ、新たな事業機会として捉え、当社が提供すべき社会の持続的な発展を支える価値のひとつを、「高齢社会のレジリエンス強化支援」といたしました。

当社は、「レジリエンス」を”元の状態への復元”に留まらず、”変化への適応”と考えています。超高齢社会に変化していくことを踏まえ、当社はその変化の中でもチャンスを見だし、保有する営業ノウハウを上手く掛け合わせ、新たな付加価値を生み出し、提供し続けることを目指しています。

2つ目は、「気候変動」です。当社は、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を2021年7月に表明いたしました。気候変動をはじめとする環境問題は、生物多様性を脅かすだけでなく、世界経済にきわめて大きな影響を与える重大なリスクだと言えます。その対策としてのカーボンニュートラルな社会の実現は、世界共通の目標であり、日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを公約しております。世界各地で頻発する大規模自然災害を目の当たりにして気候変動への対応が喫緊の課題であるとの認識は高まっています。企業にとって環境課題はリスクですが、人々の環境認識の高まりは、対処の仕方ひとつでチャンスに転化することもできます。当社では家電販売を通じて、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の高い家電製品（太陽光発電・蓄電池・省エネ家電製品など）を普及させるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を通じた循環型社会の構築にも積極的に取り組み、社会価値の向上に貢献してまいります。

以上の取り組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであると考えております。

## ② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2007年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、2010年6月25日開催の当社定時株主総会、2013年6月27日開催の当社定時株主総会、2016年6月28日開催の当社定時株主総会、次いで2019年6月25日開催の当社定時株主総会において、それぞれ一部改定を行ったうえで、株主の皆さまのご承認をいただき更新いたしました。（以下「前対応方針」といいます。）前対応方針の有効期間が、2022年6月24日開催の当社第74回定時株主総会の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、2022年5月6日開催の当社取締役会において、前対応方針を更新することを決定し、同定時株主総会において決議されております。（以下「本対応方針」といいます。）

### (3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

基本方針の実現に資する特別な取り組みについては、お客さまに快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取り組みであるとともに、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### ② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆さまが十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取り組みであると考えております。

その内容としても、あらかじめ大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取り組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、現対応方針と同様に、3年毎にその継続の可否について株主の皆さまに決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

※本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

(<https://www.joshin.co.jp/ja/ir/news.html>)

2022年5月6日付開示資料

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新のお知らせ」

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>124,006</b>	<b>流動負債</b>	<b>84,571</b>
現金及び預金	3,891	支払手形及び買掛金	24,520
売掛金	20,115	短期借入金	4,800
棚卸資産	78,369	1年内返済予定の長期借入金	10,300
未収入金	17,567	コマーシャル・ペーパー	15,000
その他	4,064	未払法人税等	2,099
貸倒引当金	△1	契約負債	8,946
		賞与引当金	2,902
		ポイント引当金	29
		その他	15,973
<b>固定資産</b>	<b>108,769</b>	<b>固定負債</b>	<b>43,590</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>74,902</b>	長期借入金	23,003
建物及び構築物（純額）	40,030	リース債務	512
工具、器具及び備品（純額）	5,203	契約負債	14,370
土地	28,008	再評価に係る繰延税金負債	454
リース資産（純額）	355	株式報酬引当金	266
建設仮勘定	0	退職給付に係る負債	123
その他（純額）	1,304	資産除去債務	3,931
		その他	929
<b>無形固定資産</b>	<b>2,545</b>	<b>負債合計</b>	<b>128,162</b>
借地権	1,164	<b>純資産の部</b>	
その他	1,380	<b>株主資本</b>	<b>100,677</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,322</b>	資本金	15,121
投資有価証券	8,017	資本剰余金	18,927
繰延税金資産	812	利益剰余金	70,330
退職給付に係る資産	6,075	自己株式	△3,701
差入保証金	12,686	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,935</b>
その他	3,797	その他有価証券評価差額金	4,314
貸倒引当金	△68	土地再評価差額金	△954
		退職給付に係る調整累計額	575
<b>資産合計</b>	<b>232,775</b>	<b>純資産合計</b>	<b>104,613</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>232,775</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		403,692
売上原価		298,568
売上総利益		105,124
販売費及び一般管理費		96,759
営業利益		8,364
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	138	
受取手数料	77	
受取保険金及び配当金	64	
その他	71	381
営業外費用		
支払利息	193	
家賃地代	15	
証券代行事務手数料	215	
その他	69	493
経常利益		8,251
特別利益		
固定資産売却益	163	
投資有価証券売却益	1,159	1,322
特別損失		
固定資産売却損	227	
固定資産除却損	489	
減損損失	1,105	
その他	27	1,850
税金等調整前当期純利益		7,724
法人税、住民税及び事業税	2,214	
法人税等調整額	618	2,833
当期純利益		4,891
親会社株主に帰属する当期純利益		4,891

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>124,393</b>	<b>流動負債</b>	<b>110,090</b>
現金及び預金	2,814	支払手形	801
売掛金	17,696	買掛金	21,909
商品	77,668	短期借入金	31,200
貯蔵品	141	1年内返済予定の長期借入金	10,300
未収入金	17,167	コマーシャル・ペーパー	15,000
その他	8,906	未払法人税等	1,838
貸倒引当金	△1	契約負債	8,941
		賞与引当金	2,553
		ポイント引当金	29
		その他	17,517
<b>固定資産</b>	<b>120,422</b>	<b>固定負債</b>	<b>43,603</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>74,631</b>	長期借入金	23,003
建物（純額）	38,008	リース債務	512
構築物（純額）	1,833	契約負債	14,361
工具、器具及び備品（純額）	5,078	再評価に係る繰延税金負債	454
土地	28,008	退職給付引当金	180
リース資産（純額）	355	株式報酬引当金	266
建設仮勘定	0	資産除去債務	3,902
その他（純額）	1,346	その他	922
<b>無形固定資産</b>	<b>2,518</b>	<b>負債合計</b>	<b>153,693</b>
借地権	1,164	<b>純資産の部</b>	
その他	1,353	<b>株主資本</b>	<b>87,767</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,272</b>	資本金	15,121
投資有価証券	8,004	資本剰余金	18,927
関係会社株式	663	資本準備金	5,637
長期前払費用	16,303	その他資本剰余金	13,289
前払年金費用	4,828	<b>利益剰余金</b>	<b>57,420</b>
繰延税金資産	734	その他利益剰余金	57,420
差入保証金	12,683	別途積立金	13,000
その他	120	繰越利益剰余金	44,420
貸倒引当金	△68	<b>自己株式</b>	<b>△3,701</b>
<b>資産合計</b>	<b>244,815</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,354</b>
		その他有価証券評価差額金	4,309
		土地再評価差額金	△954
		<b>純資産合計</b>	<b>91,121</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>244,815</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		402,108
売上原価		294,015
売上総利益		108,092
販売費及び一般管理費		101,453
営業利益		6,638
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	137	
受取手数料	154	
受取保険金及び配当金	64	
その他	53	443
営業外費用		
支払利息	325	
家賃地代	15	
証券代行事務手数料	215	
その他	58	615
経常利益		6,466
特別利益		
固定資産売却益	163	
投資有価証券売却益	1,159	1,322
特別損失		
固定資産売却損	227	
固定資産除却損	484	
減損損失	1,036	
その他	22	1,770
税引前当期純利益		6,018
法人税、住民税及び事業税	1,914	
法人税等調整額	335	2,249
当期純利益		3,768

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上新電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上新電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第76期事業年度の取締役並びに執行役員の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役並びに執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、通信回線及びインターネット等を経由した手段も活用し、取締役、執行役員、監査部、リスクマネジメント部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会並びに執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役並びに執行役員及び監査部、リスクマネジメント部その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役並びに執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制「内部統制システム」について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役並びに執行役員及び監査部、リスクマネジメント部その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役並びに執行役員等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会並びに執行役員会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役並びに執行役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役並びに執行役員の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

## 上新電機株式会社 監査役会

常勤監査役 山本英寿 ㊟  
常勤監査役(社外監査役) 橋本雅康 ㊟  
監査役(社外監査役) 早川芳夫 ㊟  
監査役(社外監査役) 吉川和美 ㊟

以上

# 株主総会 会場ご案内図

**会場** 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
ホテルモンレ グラスミア大阪 21階 「スノーベリー」

**電話** 06-6645-7111 (代表) ※マルチ難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



お土産の配布はございません。

## 交通のご案内

### ■ 南海なんば駅

3F北改札or 2F中央改札より  
徒歩約10分

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

### ■ JR難波駅

B1F改札より徒歩約1分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

### ■ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約1分

### ■ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約5分

### ■ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約2分

### ■ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約2分

※周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。